

私道をご利用の方へ 下水道整備には

申請が必要です。



私道は、個人が所有している土地であるため、土地所有者の方から申請と同意があった場所に限り、下水道整備をしています。

- 1 申請前に、私道の土地所有者全員の同意が必要です。
- 2 私道部分の下水道管工事は、市が費用負担します。
- 3 整備後、私道使用者全員が下水道へ切り替えてください。
- 4 申請から下水道が使用できるまで約1～2年かかります。



©八潮市

現在
(浄化槽)の
汚水処理

ご自宅の浄化槽を通過し、私道や水路に排水。
※単独浄化槽は、トイレの汚水のみ浄化槽を通過。



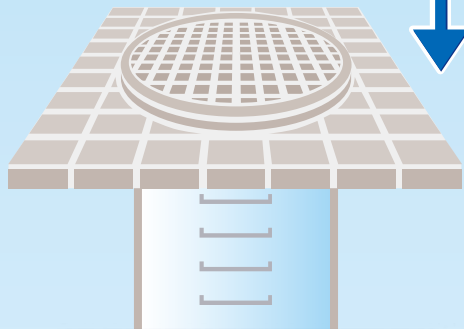
下水道
切り替え後の
汚水処理

ご自宅から出る汚水を、そのまま下水道管に排水。
浄化槽や私道の側溝には、流しません。



下水道管

下水道が 使用できるまで



工事後の道路は、下水道管理設
の際に掘削した部分のみ舗装
復旧します。申請前に所有者の
皆様にご確認くださいませよう
お願いいたします。

切り替え工事費
用を、市から無
利子で借りるこ
とができます。
(要申請)



貸付制度について

1 下水道課窓口にて事前相談

2 代表者を選任して申請

私道の土地所有者全員の同意を得て、申請手続きを行います。
※反対する方がいらっしゃる場合は申請できません。

3 下水道管の設計

専門業者が管渠の設計を行います。予算の状況次第では、
翌年度の実施になりますのでご了承ください。

4 下水道管の工事

設計の翌年度から工事が始まります。工事決定の際は、
代表者の方に施工決定通知書をお送りします。

5 ご自宅敷地内の切り替え工事など

敷地内の排水管について、浄化槽から下水道に切り替える
工事を各々で行います。八潮市指定下水道工事店に工事を
依頼してください。

申請者にかかるお金

1 地下埋設物の切り回し工事費用(必要な場合)

下水道管の設計は、既設の地下埋設物(水道やガス管など)に干渉しないように行いますが、物理的に
回避不可能な場合は、地下埋設物の切り回し工事が発生します。

2 受益者負担金

都市計画法に基づき、下水道が使用できるようになった際に、所有する土地面積に応じた金額を
ご負担いただきます。八潮市の負担金額は、市内一律 500円/m² です。なお、ご負担は土地に対して
一度限りです。

3 ご自宅敷地内の切り替え工事費用

ご自宅敷地内の排水管を、浄化槽から下水道(市がご自宅敷地内に設置する公共汚水柵)に切り替える
工事が必要です。

4 下水道使用料

下水道の使用を開始すると、下水道使用料がかかります。下水道使用料は、水道料金の明細に記載されます。



お問い合わせ

八潮市
下水道課

Tel.048-996-2111(代表)

- 下水道使用料、貸付金のこと：業務係(内線345)
- 私道申請の相談、受付のこと：管理係(内線262)
- 下水道管の設計、工事のこと：計画・工務係(内線421)

令和5年11月発行